

新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第49号

新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県生活保護法施行細則（昭和53年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下この条において「移動別記様式」という。）に対する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下この条において「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(申請書)	(申請書)
第3条 法第24条第1項又は同条第9項において準用する同条第1項に規定する申請書は、別記第4号様式による保護申請書又は別記第5号様式による保護変更申請書のとおりとし、施行規則第1条第5項に規定する申請書は別記第6号様式による葬祭扶助申請書のとおりとする。	第3条 施行規則第2条第1項に規定する書面は、別記第4号様式による保護申請書又は別記第5号様式による保護変更申請書のとおりとし、<u>同条第2項に規定する書面は別記第6号様式による葬祭扶助申請書のとおりとする。</u>
2 前項の書類には、次に掲げる書類のうち、所長が必要と認めるものを添付しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 精神疾患入院要否意見書 別記第10号様式	2 前項の書類には、次に掲げる書類のうち、所長が必要と認めるものを添付しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 精神病入院要否意見書 別記第10号様式 (8) 老人保健施設療養病状診査票 別記第10号様式の2 3 (略)
(検診命令)	(検診命令)
第4条 法第28条第1項の規定による検診命令は、	第5条 法第28条第1項の規定による検診命令は、

- 別記第11号様式による検診命令書により行うものとする。
- 2 所長は、前項の検診命令を行つたときは、医療機関に別記第12号様式による検診依頼書を送付しなければならない。
 - 3 検診を実施した医療機関は、別記第13号様式による検診書及び別記第14号様式による検診料請求書を所長に提出しなければならない。

(入所依頼)

- 第5条** 所長は、法第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託しようとするときは、その施設の長又は私人に対して、別記第15号様式による入所依頼書を発行しなければならない。
- 2 前項の規定により、入所依頼書の送付を受けた施設の長又は私人は、入所又は養護の諾否を当該所長に回答しなければならない。

(保護金品の支給方法等)

- 第6条** 所長は、被保護者等に対して保護金品を交付するときは、あらかじめ別記第16号様式による保護費支給通知書により、被保護者等に通知しておかなければならない。
- 2 所長は、法第19条第7項第3号の規定により、被保護者等に対する保護金品の交付を町村長に依頼して行うときは、当該町村長に対し、指定した交付の日の3日前までに別記第17号様式による生活保護費支給明細書を2部送付するとともに、その交付に要する資金を前渡ししなければならない。
- 3・4 (略)

(町村長の協力事務)

- 第7条** 町村長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならぬ。
- (1) 被保護世帯票 別記第18号様式
 - (2) 生活保護法による申請書送達簿 別記第19号様式
- 2 町村長は、法第19条第7項第1号の規定により、被保護者の生計その他の状況の変動を所長に通報する場合は、別記第20号様式による被保護者状況変動報告書によらなければならない。
 - 3 法第24条第10項に規定する保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面は、別記第21号様式による保護申請に伴う調査書のとおりとする。

(給付券)

- 別記第14号様式による検診命令書により行うものとする。
- 2 所長は、前項の検診命令を行つたときは、医療機関に別記第15号様式による検診依頼書を送付しなければならない。
 - 3 検診を実施した医療機関は、別記第16号様式による検診書及び別記第17号様式による検診料請求書を所長に提出しなければならない。

(収容依頼)

- 第6条** 所長は、法第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に収容し、又はこれらの施設若しくは私人の家庭に収容を委託しようとするときは、その施設の長又は私人に対して、別記第18号様式による収容依頼書を発行しなければならない。
- 2 前項の規定により、収容依頼書の送付を受けた施設の長又は私人は、収容の諾否を当該所長に回答しなければならない。

(保護金品の支給方法等)

- 第7条** 所長は、被保護者等に対して保護金品を交付するときは、あらかじめ別記第19号様式による保護費支給通知書により、被保護者等に通知しておかなければならぬ。
- 2 所長は、法第19条第7項第3号の規定により、被保護者等に対する保護金品の交付を町村長に依頼して行うときは、当該町村長に対し、指定した交付の日の3日前までに別記第20号様式による生活保護費支給明細書を2部送付するとともに、その交付に要する資金を前渡ししなければならない。
- 3・4 (略)

(町村長の協力事務)

- 第8条** 町村長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならぬ。
- (1) 被保護世帯票 別記第21号様式
 - (2) 生活保護法による申請書送達簿 別記第22号様式
- 2 町村長は、法第19条第7項第1号の規定により、被保護者の生計その他の状況の変動を所長に通報する場合は、別記第23号様式による被保護者状況変動報告書によらなければならない。
 - 3 法第24条第6項に規定する保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面は、別記第24号様式による保護申請に伴う調査書のとおりとする。

(医療券等)

第8条 法第34条第2項及び第4項の規定による医療の給付は、次に掲げる給付券の交付により行うものとする。

- (1) 生活保護法医療券 別記第22号様式
- (2) 生活保護法調剤券 別記第23号様式
- (3) 生活保護法治療材料券 別記第24号様式
- (4) 生活保護法老人訪問看護券 別記第25号様式

- (5) 生活保護法施術券 別記第26号様式

2 法第34条の2第2項の規定による介護の給付は、別記第27号様式による生活保護法介護券の交付により行うものとする。

(保護施設事務費の請求)

第9条 保護施設の長は、保護施設事務費を所長に請求するときは、請求書に別記第28号様式による保護施設事務費請求明細書を添付しなければならない。

(保護施設設置の届出書及び認可申請書)

第10条 施行規則第5条第2項に規定する届出書は、別記第29号様式による保護施設設置届出書のとおりとする。

2 法第41条第2項に規定する申請書は、別記第30号様式による保護施設設置認可申請書のとおりとする。

(保護施設の変更の届出等)

第11条 市町村（新潟市を除く。）は、その設置した保護施設について法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項を変更したときは、別記第31号様式による保護施設変更届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 法第41条第5項の規定による認可の申請は、別記第32号様式による保護施設変更認可申請書によらなければならない。

(保護施設の事業開始の届出)

第12条 保護施設（新潟市の区域に所在するものを除く。第13条及び第15条第3項において同じ。）の管理者は、その施設の事業を開始したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

第13条 (略)

(被保護者の状況変更の届出)

第14条 法第48条第4項の規定による届出は、別記第33号様式による被保護者状況変更届出書によらなければならない。

第9条 法第34条第2項及び第3項の規定による医療の給付は、次に掲げる給付券の交付により行うものとする。

- (1) 生活保護法医療券 別記第25号様式
- (2) 生活保護法調剤券 別記第26号様式
- (3) 生活保護法治療材料券 別記第27号様式
- (4) 生活保護法老人訪問看護券 別記第27号様式の2

- (5) 生活保護法看護券 別記第28号様式
- (6) 生活保護法施術券 別記第29号様式

(保護施設事務費の請求)

第10条 保護施設の長は、保護施設事務費を所長に請求するときは、請求書に別記第30号様式による保護施設事務費請求明細書を添付しなければならない。

(保護施設設置の届出書及び認可申請書)

第11条 施行規則第5条第2項に規定する届出書は、別記第31号様式による保護施設設置届出書のとおりとする。

2 法第41条第2項に規定する申請書は、別記第32号様式による保護施設設置認可申請書のとおりとする。

(保護施設の変更の届出等)

第12条 市町村（新潟市を除く。）は、その設置した保護施設について法第41条第2項第1号又は第4号から第8号までに掲げる事項を変更したときは、別記第33号様式による保護施設変更届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 法第41条第5項の規定による認可の申請は、別記第34号様式による保護施設変更認可申請書によらなければならない。

(保護施設の事業開始の届出)

第13条 保護施設（新潟市の区域に所在するものを除く。第14条及び第16条第3項において同じ。）の管理者は、その施設の事業を開始したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

第14条 (略)

(収容被保護者の状況変更の届出)

第15条 法第48条第4項の規定による届出は、別記第35号様式による収容被保護者状況変更届出書によらなければならない。

(保護施設の廃止等の報告等)

- 第15条** 施行規則第7条の規定による報告又は施行規則第8条の規定による通知は、保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止後30日以内に別記第34号様式による保護施設廃止（事業縮小、休止）報告（通知）書により、行わなければならない。
- 2 法第42条の規定による認可の申請は、別記第35号様式による保護施設廃止（休止）認可申請書によらなければならない。
- 3 市町村、社会福祉法人又は日本赤十字社は、休止している事業又は保護施設を再開しようとするときは、別記第36号様式による保護施設（事業）再開届出書により、知事に届け出なければならない。

(医療機関の指定申請書等)

- 第16条** 施行規則第10条第2項及び第4項に規定する申請書は、別記第37号様式によらなければならない。
- 2 施行規則第14条第2項の規定による届出（指定医療機関に係るものに限る。次項において同じ。）は、別記第38号様式、別記第39号様式又は別記第40号様式によらなければならない。
- 3 施行規則第15条の規定による届出は、別記第41号様式によらなければならない。
- 4 指定医療機関は、休止していた業務を再開しようとするときは、別記第42号様式により、知事に届け出なければならない。

(介護機関の指定申請書等)

- 第17条** 施行規則第10条の6第2項に規定する申請書は、別記第43号様式によらなければならない。
- 2 施行規則第14条第2項の規定による届出（指定介護機関に係るものに限る。）は、別記第44号様式又は別記第45号様式によらなければならない。
- 3 法第54条の2第2項ただし書の規定による申出は、別記第46号様式によらなければならない。

(助産機関及び施術機関の指定申請書等)

- 第18条** 施行規則第10条の8第1項に規定する申請書は、別記第47号様式によらなければならない。
- 2 第16条第2項から第4項の規定は、指定助産機関及び指定施術機関について準用する。

(就労自立給付金申請書)

- 第19条** 施行規則第18条の4第1項に規定する申請書は、別記第48号様式によらなければならない。

(繰替支弁)

- 第20条** 市町村長は、法第72条第2項又は第3項の

(保護施設の廃止等の報告等)

- 第16条** 施行規則第7条の規定による報告又は施行規則第8条の規定による通知は、保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止後30日以内に別記第36号様式による保護施設廃止（事業縮小、休止）報告（通知）書により、行わなければならない。
- 2 法第42条の規定による認可の申請は、別記第37号様式による保護施設廃止（休止）認可申請書によらなければならない。
- 3 市町村、社会福祉法人又は日本赤十字社は、休止している事業又は保護施設を再開しようとするときは、別記第38号様式による保護施設（事業）再開届出書により、知事に届け出なければならない。

(医療機関等の指定申請書等)

- 第17条** 施行規則第10条第1項に規定する申請書は、別記第39号様式によらなければならない。
- 2 施行規則第14条第1項の規定による届出は、別記第40号様式、別記第41号様式又は別記第42号様式によらなければならない。
- 3 施行規則第15条の規定による届出は、別記第43号様式によらなければならない。
- 4 指定医療機関等は、休止していた業務を再開しようとするときは、別記第44号様式により、知事に届け出なければならない。

規定による繰替支弁をしたときは、支出した日の属する月の翌月末日までに、別記第49号様式による生活保護費繰替支弁金計算書に支出に関する証拠書類の写しを添付して、知事にその費用の弁償を請求しなければならない。

規定による繰替支弁をしたときは、支出した日の属する月の翌月末日までに、別記第45号様式による生活保護費繰替支弁金計算書に支出に関する証拠書類の写しを添付して、知事にその費用の弁償を請求しなければならない。

(市の福祉事務所への准用)

第19条 第2条から第6条まで、第7条第1項及び第9条の規定は、法第19条第4項の規定により市長(新潟市長を除く。)から事務の委任を受けた市の福祉に関する事務所の長が事務を処理する場合について準用する。

(徴収金支払申出書)

第21条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、別記第50号様式によらなければならない。

第22条 (略)

第23条 (略)

第5号様式(その6)(第3条関係) (略)

第7号様式の3(第3条関係)
同意書
(略)

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求ることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝え構いません。

- 1 氏名及び住所又は居所**
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)**
- 3 健康状態**

第20条 (略)

第21条 (略)

第5号様式(その6)(第3条関係)

保護変更申請書(傷病届)
(略)

第5号様式(その7)(第3条関係) (略)

第7号様式の3(第3条関係)

同意書
(略)

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、私若しくは世帯員の雇主、その他の関係人に報告を求ることに同意します。

4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況

5 支出の状況

注 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

(略)

第10号様式 (第3条関係)

(表)

精神疾患入院要否意見書

(略)

(略)	(略) VII 知能障害 A 精神遅滞 1 軽度 2 中等度 3 重度 B 認知症 1 全体的 2 まだら(島状) 3 仮性 4 その他 () (略)
-----	--

(裏)

(略)

(略)

第10号様式 (第3条関係)

(表)

精神病入院要否意見書

(略)

(略)	(略) VII 知能障害 A 精神遅滞 1 軽度 2 中等度 3 重度 B 痴呆 1 全体的 2 まだら(島状) 3 仮性 4 その他 () (略)
-----	---

(裏)

(略)

第10号様式の2 (第3条関係)

老人保健施設療養病状診査票

(略)

第11号様式 (第4条関係)

保護決定(変更)通知書

(略)

第12号様式 (第4条関係)

保護申請却下決定通知書

(略)

第13号様式 (第4条関係)

廃止

保護停止決定通知書

(略)

第11号様式 (第4条関係)

検診命令書

(略)

注1・2 (略)

3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。

検診命令書

(略)

注1・2 (略)

3 この検診命令を受けないと、同条第4項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。

4 (略)

第12号様式 (第4条関係) (略)

第13号様式 (その1) (第4条関係) (略)

第13号様式 (その2) (第4条関係)

検診書

(略)

(略)

イ 日常生活能力の程度 (該当するものを選んで、どれか一つを○で囲むこと。)
(ア) 精神症状 (病的体験・注意欠如・認知症・知的障害・性格変化等をいう。) を認めるが、社会生活は普通にできる。

(略)

(略)

第14号様式 (第4条関係) (略)

第15号様式 (第5条関係)

(表)

(略)

入所依頼書

(略)

(裏)

(略)

第16号様式 (第6条関係)

(表)

生活保護費支給通知書

(略)

2 支給時間は、午前 時から午後 時までです。

(略)

(裏)

(略)

第17号様式 (第6条関係) (略)

第18号様式 (第7条関係) (略)

第19号様式 (第7条関係) (略)

第20号様式 (第7条関係) (略)

第21号様式 (第7条関係) (略)

4 (略)

第15号様式 (第5条関係) (略)

第16号様式 (その1) (第5条関係) (略)

第16号様式 (その2) (第5条関係)

検診書

(略)

(略)

イ 日常生活能力の程度 (該当するものを選んで、どれか一つを○で囲むこと。)
(ア) 精神症状 (病的体験・欠陥・痴呆・知能遅滞・性格変化等をいう。) を認めるが、社会生活は普通にできる。

(略)

(略)

第17号様式 (第5条関係) (略)

第18号様式 (第6条関係)

(表)

(略)

収容依頼書

(略)

(裏)

(略)

第19号様式 (第7条関係)

(表)

生活保護費支給通知書

(略)

2 支給時間は、午前9時から午後 時までです。

(略)

(裏)

(略)

第20号様式 (第7条関係) (略)

第21号様式 (第8条関係) (略)

第22号様式 (第8条関係) (略)

第23号様式 (第8条関係) (略)

第24号様式 (第8条関係) (略)

第25号様式 (その1) (第9条関係)

生活保護法医療券、診療報酬明細書

(略)

		<u>第25号様式</u> (その2) (第9条関係) 生活保護法医療券、診療報酬明細書 (略)
		<u>第25号様式</u> (その3) (第9条関係) 生活保護法医療券、診療報酬明細書 (略)
		<u>第25号様式</u> (その4) (第9条関係) 生活保護法医療券、診療報酬明細書 (略)
		<u>第25号様式</u> (その5) (第9条関係) 生活保護法医療券、診療報酬明細書 (略)
		<u>第25号様式</u> (その6) (第9条関係) 生活保護法医療券、調剤券、老人訪問看護券(併用分) (略)
		<u>第25号様式</u> (その7) (第9条関係) 生活保護法医療券、施設療養費明細書 (略)
		<u>第26号様式</u> (第9条関係) 生活保護法調剤券、調剤報酬明細書 (略)
<u>第24号様式</u> (第8条関係)	(略)	<u>第27号様式</u> (第9条関係) (略)
<u>第25号様式</u> (第8条関係)	(略)	<u>第27号様式の2</u> (第9条関係) (略)
<u>第26号様式</u> (その1) (第8条関係)	(略)	<u>第28号様式</u> (第9条関係) 看護 (略)
<u>第26号様式</u> (その2) (第8条関係)	(略)	<u>第29号様式</u> (その1) (第9条関係) (略)
<u>第26号様式</u> (その3) (第8条関係)	(略)	<u>第29号様式</u> (その2) (第9条関係) (略)
<u>第28号様式</u> (第9条関係)	(略)	<u>第29号様式</u> (その3) (第9条関係) (略)
<u>第29号様式</u> (第10条関係)	(略)	<u>第30号様式</u> (第10条関係) (略)
<u>第30号様式</u> (第10条関係)	(略)	<u>第31号様式</u> (第11条関係) (略)
<u>第31号様式</u> (第11条関係)	(略)	<u>第32号様式</u> (第11条関係) (略)
		<u>第33号様式</u> (第12条関係) (略)

第32号様式 (第11条関係) (略)

第33号様式 (第14条関係)

(略)

被保護者状況変更届出書

(略)

第34号様式 (第15条関係) (略)

第35号様式 (第15条関係) (略)

第36号様式 (第15条関係) (略)

第38号様式 (第16条関係) (略)

第39号様式 (第16条関係) (略)

第40号様式 (第16条関係) (略)

第41号様式 (第16条関係) (略)

第42号様式 (第16条関係) (略)

第43号様式 (第17条関係) (略)

第44号様式 (第17条関係) (略)

第45号様式 (第18条関係) 生活保護費繰替支弁金計算書

(略)		
(略)	(略)	
生活扶助	入所又は居宅扶助	(略)
(略)		
医療扶助	(略)	
	調剤	(略)
(略)		
介護扶助		(略)
出産扶助	(略)	
(略)		
生業扶助		(略)
(略)		

第34号様式 (第12条関係) (略)

第35号様式 (第15条関係)

(略)

収容被保護者状況変更届出書

(略)

第36号様式 (第16条関係) (略)

第37号様式 (第16条関係) (略)

第38号様式 (第16条関係) (略)

第39号様式 (第17条関係)

※
 (医療機関
施術機関
助産機関)
 生活保護法による
 指定申請書
 (略)

第40号様式 (第17条関係) (略)

第41号様式 (第17条関係) (略)

第42号様式 (第17条関係) (略)

第43号様式 (第17条関係) (略)

第44号様式 (第17条関係) (略)

第45号様式 (第18条関係) 生活保護費繰替支弁金計算書

(略)		
(略)	(略)	
生活扶助	収容又は居宅扶助	(略)
(略)		
医療扶助	(略)	
	看護	(略)
(略)		

第2条 新潟県生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第21号様式の次に次の2様式を加える。

第22号様式 (第8条関係)

生活保護法医療券 (年 月分)							
公費負担者番号							有効期間 日から 日まで
受給者番号							単独・併用別 単独・併用
氏名	(男・女) 明・大・昭・平						年 月 日生
居住地							
指定医療機関名							
傷病名				診療別	入院・入院外・歯科 ・訪問看護		
				本人支払額			円
地区担当者	取扱担当者 福祉事務所長 國						
備考	社会保険			あり (健・共) なし			
	感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第37条の2			あり なし			
	その他						

第23号様式（第8条関係）

生活保護法調剤券（ 年 月分）						
公費負担者番号						有効期間 日から 日まで
受給者番号					单独・併用別	単独・併用
氏名	(男・女) 明・大・昭・平 年 月 日生					
居住地						
指定医療機関名						
傷病名				診療別	調剤	
				本人支払額	円	
地区担当者	取扱担当者 福祉事務所長 國					
備考	社会保険			あり（健・共）なし		
	感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第37条の2			ありなし		
	その他					

別記第26号様式の次に次の1様式を加える。

第27号様式（第8条関係）

生活保護法介護券（ 年 月分）											
公費負担者番号									有効期間	日から 日まで	
受給者番号											
保険者番号									被保険者番号		
氏名	(男・女) 明・大・昭・平 年 月 日生										
居住地											
要介護状態等区分											
認定有効期間											
指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号										
指定介護機関名	事業所番号										
居宅介護 介護予防		施設介護									
		居宅介護支援 介護予防支援									
		本人支払額		円							
地区担当者	取扱担当者										
福祉事務所長 國											
備考	介護保険	ありなし									
	その他										

別記第36号様式の次に次の1様式を加える。

第37号様式（第16条関係）

生活保護法指定医療機関指定及び指定更新申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード	-----	-----	-----	-----	-----	
所 在 地	〒 一								
連 絡 先	電話番号			FAX番号					
申 請 の 種 類	指定・指定更新								
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	氏名(名称)	(フリガナ)							
	生年月日	年 月 日							
	住所(所在地)	〒 一							
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)		生年月日	年 月 日				
	住所	〒 一							
診 療 科 名									
病 床 数	一般	床(床)		結核	床(床)				
	療養	床(床)		感染症	床(床)				
	精神	床(床)							
健康保険法による指定	有・指定申請中			有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有・無・指定申請中			年 月 日指定(申請)					
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有・無	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療又は調剤に従事している医師、歯科医師又は薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師又は薬剤師の氏名を記載してください。			氏名				
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日(更新の場合のみ記載)								

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 一
住所

申請者
氏名

T E L () -

⑩

別記第42号様式の次に次の7様式を加える。

第43号様式（その1）（第17条関係）

生活保護法指定介護機関指定申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード								
所 在 地	〒 一										
連 絡 先	電話番号			FAX番号							
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	氏名(名称)	(フリガナ)									
	生年月日	年 月 日									
	住所(所在地)	〒 一									
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)		生年月日	年 月 日						
	住所	〒 一									
施設又は実施する事業の種類			事業等 開 始 (予定) 年月日	既指定 の年月 日	介護保険法の指定を受けている事業等						
					指定等年月日		介護保険事業者番号				
居宅 サ ビス	訪問介護										
	訪問入浴介護										
	訪問看護										
	訪問リハビリテーション										
	居宅療養管理指導										
	通所介護										
	通所リハビリテーション										
	短期入所生活介護										
	短期入所療養介護										
	認知症対応型共同生活介護										
	特定施設入居者生活介護										
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護										
	夜間対応型訪問介護										
	認知症対応型通所介護										
	小規模多機能型居宅介護										
地域密着型特定施設											

	入居者生活介護								
	福祉用具貸与								
	特定福祉用具販売								
	複合型サービス								
	居宅介護支援								
施設	地域密着型介護老人 福祉施設								
サー ビス	介護老人福祉施設								
	介護老人保健施設								
	介護療養型医療施設								
職 員 配 置 の 状 況									
利 用 定 員 等									
サービス費用算定基準額以外 に必要な利用料の額									

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 一
住所
申請者 T E L () 一
氏名 ㊞

第43号様式（その2）（第17条関係）

生活保護法指定介護機関指定申請書（介護予防サービス）

名 称	(フリガナ)		医療機関コード					
所 在 地	〒 一							
連 絡 先	電話番号			F A X番号				
開設者の氏名、生年月日、住所 （法人の場合は、「氏名（名称）」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」欄に主たる事務所の所在地を記載）	氏名（名称）	(フリガナ)						
	生年月日	年 月 日						
	住所（所在地）	〒 一						
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)		生年月日	年 月 日			
	住所	〒 一						
施設又は実施する事業の種類		事業等 開 始 (予定) 年月日	既 指 定 の年月 日	介護保険法の指定を受けている事業等				
				指定等年月日	介護保険事業者番号			
居宅 サー ビス	介護予防訪問介護							
	介護予防訪問入浴介護							
	介護予防訪問看護							
	介護予防訪問リハビリテーション							
	介護予防居宅療養管理指導							
	介護予防通所介護							
	介護予防通所リハビリテーション							
	介護予防短期入所生活介護							
	介護予防短期入所療養介護							
	介護予防認知症対応型共同生活介護							
	介護予防特定施設入居者生活介護							
	介護予防認知症対応型通所介護							
	介護予防小規模多機能型居宅介護							
	介護予防福祉用具貸与							

特定介護予防福祉用具販売												
介護予防支援（地域包括支援センター）												
職員配置の状況												
利用定員等												
サービス費用算定基準額以外に必要な利用料の額												

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

新潟県知事様

〒 一
住所
申請者 T E L () 一
氏名 ㊞

第44号様式（第17条関係）

生活保護法指定介護機関変更届出書

指定介護機関	番 号	
	氏名（名称）	
	住所（所在地）	〒 —
変更事項	旧	
	新	
変 更 年 月 日	年 月 日	
利 用 者 の 措 置 状 況		

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 —
 住所
 届出者 T E L () —
 氏名 ㊞

第45号様式（第17条関係）

生活保護法指定介護機関休廃止届出書

指定介護機関	番 号	
	氏名（名称）	
	住所（所在地）	〒 一
届出の種類	休止・廃止	
休 廃 止 年 月 日	年 月 日	
休 廃 止 の 理 由		
利 用 者 の 措 置 状 況		
再 開 の 見 通 し (休 止 の 場 合)		

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 一
住所
届出者 T E L () 一
氏名 ㊞

第46号様式（第17条関係）

申出書

生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定により、指定介護機関としての指定を不要とする旨を申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称
所在地

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

- (1) 開設者の氏名及び住所
(法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
氏 名
住 所
- (2) 管理者の氏名及び住所
氏 名
住 所

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 —
住所
申出者 T E L () —
氏名 ㊞

第47号様式（第18条関係）

生活保護法指定助産機関及び指定施術機関指定申請書

氏 名	(フリガナ)		
生 年 月 日	年 月 日		
住 所	〒 一		
業 務 の 種 類	助産・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復		
開設している(勤務している) 助産所又は施術所の名称	(フリガナ)		
開設している(勤務している) 助産所又は施術所の所在地	〒 一		
開設している(勤務している) 助産所又は施術所の連絡先	電話番号		F A X 番号

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒 一
 住所
 申請者 T E L () 一
 氏名 ④

第48号様式（第19条関係）

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

福祉事務所長様

〒 —

住所又は居所

申請者

T E L ()

氏名

㊞

別記49号様式の次に次の1様式を加える。

第50号様式（第21条関係）

徴収金支払申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもつて支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならぬものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること。

平成 年 月 日

福祉事務所長 様

住所又は居所
申出者 T E L ()
氏名

平成 年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

